入　札　公　告

国立大学法人筑波大学において、下記の物品の購入について一般競争入札に付します。

記

1　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び調達数量等　　スチール製両面式実験台フード　一式
（詳細は別紙仕様書に示す例示品又は同等品以上）

(2) 納入期限　　平成２２年　３月３０日

(3) 納入場所　　国立大学法人筑波大学自然系学系Ｃ棟５０２、Ｃ５０３、Ｃ６０１

2　仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付場所

〒３０５－８５７１　茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１
国立大学法人筑波大学数理物質科学等支援室会計係
電話番号　０２９－８５３－５６１６

3　同等品以上のもので参加する場合の取扱

同等品以上のもので参加を希望する場合は、仕様書に従い、同等品以上であることを証明できる書類を提出する必要がある。本学が同等品以上と認めた場合のみ参加できることが出来る。

同等品以上であることを証明する書類等の提出先及び提出期限

[提出先]

上記仕様書等関係書類交付場所と同じ

[提出期限]

平成２２年　2月　1日（月）　　１７時００分

4　入札の日時及び場所

(1) 日　　時　　平成２２年　2月　8日（月）１４時００分

(2) 場　　所　　国立大学法人筑波大学１Ａ棟３階会議室

5　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

6　競争に参加する者に必要な資格

(1) 国立大学法人筑波大学財務施行規程第４６条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 国立大学法人筑波大学財務施行規程第４７条の規定に該当しない者であること。

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて、平成２１年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

(4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7　入札保証金及び契約保証金

免除する。

8　入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第１５条第１項各号に掲げる入札書は無効とする。

9　契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10　落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第５３条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

以上公告する。

平成２２年　1月２０日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当理事　田　中　　敏

仕　様　書

1．品　　名　スチール製両面式実験台フード

2．規格及び数量　スチール製両面式実験台フード　三進金属工業（株）製等（詳細は別紙のとおり）

両面式　W３０００×D１５００×H１７００（照明付）	
（中柱レス・サイドバッフル機構）	3台
専用制御盤	3台
排気ファン　塩ビ製屋外型シロッコファン（インバータ対応）	
RC書架台含む	3台
排気風量調節器	3台
スチール製試薬棚オープン２段	3台
ダクト部材	3式
ダクト接続工事費	1式
電気工事費	1式
配管再接続工事	1式

上記例示品または同等品以上

3．納入期限　平成２２年3月３０日（火）

4．納入場所　国立大学法人筑波大学自然系学系C棟５０２、C５０３、C６０１

5．支　　払　検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

6．同等品以上のもので参加する場合の取扱

同等品以上により入札に参加しようとする者は予め、別紙の条件を満たしていることを証明できる書類、カタログ、価格表、参考見積書及び納入実績等を2月1日（月）１７：００までに提出し、本学の承認を得るものとする。

7．そ　の　他　（1）搬入、据付、配管、配線、調整及び既設試薬棚の撤去・搬出処分を行うものとする。

（2）この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。

（3）その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

項　目	仕　様　書
0	共通仕様
0-1	本調達物品は長期の使用に耐える強固な製品であることが必要であり、且つ、研究の用途に応じた機能性を有することが必要であるため、材質は耐薬品性・耐熱性・耐衝撃性を考慮したものであること。
0-2	ISO(国際標準化機構)の制定するISO9001(品質システム)及びISO14001(環境マネジメント)規格の審査登録を取得した生産拠点の製品であること。
1	スチール製実験台フード　3台
	スチール製実験台フードについては、以下の要件を満たすこと。
1-1	本体外寸法は以下の要件を満たすこと。 間口：　3000mm(＋0mm, －10mm) 奥行：　1500mm(＋0mm, －10mm) 高さ：　1600mm(±50mm)
1-2	本体内寸法は以下の要件を満たすこと。 間口：2770mm(±10mm) 奥行：1275mm(±10mm) 高さ：1300mm(±50mm)
1-3	扉開口寸法は以下の要件を満たすこと。 間口開口：2770mm(±10mm)　高さ開口：970mm(±10mm)
1-4	本体の外装は、電気亜鉛メッキ鋼板で1.2mm厚以上であり、仕上げは耐薬品性・耐摩耗性に優れたエポキシポリエステル樹脂粉体塗装(ホルムアルデヒド放出要因材料を一切使用しない塗料を使用)付きであること。
1-5	本体の内装は、不燃性・耐薬品性に優れた、ゼロアスベスト材のケイ酸カルシウム板6㎜厚以上であること。
1-6	本体上部正面パネルは、電気亜鉛メッキ鋼板で1.2mm厚以上であり、表面処理は耐薬品性・耐摩耗性に優れたエポキシポリエステル樹脂粉体塗装(ホルムアルデヒド放出要因材料を一切使用しない塗料を使用)仕上げ。また、ノックダウンによるはめ込み式で、取り外しが簡単な構造であること。
1-7-1	実験台フード間口の前部・後部両面に、観察扉(上下スライド扉)を有しており、上部には5mm厚以上の透明強化ガラスを用いたのぞき窓を有していること。
1-7-2	5mm厚以上の透明強化ガラスを用いた上下スライドバランスウェイト方式であり、観察扉(上下スライド扉)の開口部の高さ(作業面よりのぞき窓枠部下面まで)は970mm以上であること。
1-7-3	観察扉は、開口方向均等2分割方式で左右に設けられていること。
1-7-4	各々の観察扉は、重なり合った2枚で1組が構成された2枚ガラス上下スライド式であり、ガラス扉が本体上部よりはみ出さない構造であること。
1-7-5	側面観察窓は、両側面部に4mm厚以上の透明強化ガラスを用いた固定観察窓であること。
1-7-6	扉の把手は電気亜鉛メッキ鋼板で1.2mm厚以上であり、仕上げはエポキシポリエステル樹脂粉体塗装(ホルムアルデヒド放出要因材料を一切使用しない塗料を使用)付きであり、空気の流れをスムーズにする目的で均等な間隔による吸気穴部分を10箇所以上設けること。
1-8	実験台作業面に大型装置等を搬入しやすくするなど、実験作業・準備作業をスムーズに進めるために、左右のサッシの中間部にスライドレール構造を設け、サッシを開けても中間部に支柱が存在しない構造であること。
1-9	ウエイトは本体側部に収納でき本体内部に露出しないこと。
1-10-1	実験台フード上部からは排気し難い比重の重いガスを排気するために、本体側面内側に5mm厚以上の透明強化ガラスを用いたサイドバッフル板を有し、フード内部のガスはサイドバッフル板の隙間から本体側板内部を通って上部排気ダクトから排気される構造であること。
1-10-2	サイドバッフル板は簡単に取り外して清掃できるように、ダルマ穴による引っ掛け式で、上に持ち上げて手前に引くとはずれる構造であること。
1-11-1	サイドポストは、フード内への気流の流れをよりスムーズにするために、30度の角度をつけること。
1-11-2	実験中に安全面速を保持する位置(実験台天板面より400㎜)が確認できるように、安全サッシストッパーを各サイドポストに1箇所、前部後部で計4箇所設置すること。

項　目	仕　様　書
1-12-1	照明は、消費電力とCO2排出量を、蛍光灯の50％以上削減でき、照明器具とLED発光部が電源装置を含めて一体型であり、平均演色評価数(Ra)が85(TYP)・照度が蛍光灯と同等以上の、高演色型LEDライン照明であること。(照度の測定方法は、JIS C7612に準拠すること)
1-12-2	LED照明器具は、実験台フード内から完全に隔離した構造とし、ベンチフード内に露出していないこと。
1-12-3	LED照明器具の取り替えは、本体上部で行えること。
1-12-4	実験台フード1台につき、20W×2灯式蛍光灯相当以上の照度を有する高演色型LED照明器具を4個以上有していること。
1-13-1	操作スイッチの取付場所は、サイドポスト右面上であること。
1-13-2	電源がONになると主電源ランプが点灯する機能を有すること。
1-13-3	LED照明および排気ファンのON/OFFスイッチを有するとともに、実験台フードの両面からON/OFF操作可能なこと。
1-13-4	排気風量を無段階で可変できる周波数変換スイッチをサイドポスト右面上に有すること。
1-14	排気ファン用電動機に対し、AC3相200V×1系統の動力用電源を供給すること。
1-15	排気ファンの風量を可変にするため、インバータを有していること。
1-16	インバータから発生する電磁ノイズを取り除くため、零相リアクトルコア型ノイズフィルターを2個以上有していること。
1-17	前面観察扉または背面観察扉400mm開時における開口面の最小風速は、0.5m/sec以上であること。
1-18	緊急時には観察扉を即座に下げられる機能を有すること。
1-19	メインの排気口2箇所とサイドバッフル板からの排気口2箇所とを連結し、1次側排気ダクトと連結できる構造であること。
1-20	本体天井部に塩ビ製ボリュームダンパーを有する相フランジ付き排気口(ダクト径:250A)を2個有すること。
1-21	片面の全ての扉400㎜開時における排気風量は、37m^3/min以上であること。
1-22	本体組立は、各部分の部材(組立ユニット)に分解でき、室内にて組み立てることが可能なボルトによる組立て構造であること。
2	試薬棚　3台
	試薬棚については以下の用件を満たすこと。
2-1	本体外寸法は以下の要件を満たすこと。 間口:　2300mm(±10mm) 奥行:　300mm(±10mm) 高さ:　1100mm(±50mm)
2-2	試薬棚は支柱・ビーム・棚板・バルブユニット・配管ボックスで構成され、バルブユニット・配管ボックスは熱間圧延鋼板(SPHC)1．6㎜厚以上を使用、支柱・ビームは熱間圧延鋼板(SPHC)1．4㎜厚以上を使用、棚板は冷間圧延鋼板(SPCC)0．8㎜以上であること。
2-3	棚板1段あたりの耐荷重は20㎏以上であること。
2-4	エポキシポリエステル樹脂粉体塗装(ホルムアルデヒド放出要因材料を一切使用しない塗料を使用)付きであること。
2-5	各棚部の棚板は25㎜ピッチで可変できる構造であること。
2-6	各棚部には、同様の塗装を施した一般構造用圧延鋼板(SS)10φのワンタッチ回転式落下防止バーを有すること。
2-6-1	落下防止バーを使用しない時はワンタッチで下げることができ、バーは棚板前面に納まり作業の邪魔にならないこと。
2-7	AC100V15Aアース付きの2連埋込み接地パネルコンセントを最下段ビームの左右両端に2個、試薬棚片面に4個、両面で8個取り付けること。
2-8	各試薬棚の連結は、単柱式連増し構造であること。
2-9	最下段ビームの下側にバルブユニット2個を有すること。
2-9-1	各バルブユニットの片面には壁付き窒素ガス用ニードルバルブを1個、計2個を有すること。
2-10	各支柱は同様の塗装を施した一般構造用圧延鋼板(SS)13φのスターチーフ(長さ150mm)を上下2本ずつ有し、試薬棚片面に6本、両面で12本のスタッチーフを有すること。

項　目	仕　様　書
3	排気ファン　3台 排気ファンについては以下の用件を満たすこと。
3-1	排気ファンの性能は風量37m^3／minのとき、静圧500Pa以上であること。
3-2	排気ファンは室外のバルコニーに設置すること。
3-3	排気ガスと接する部材の材質はすべて硬質塩化ビニールとすること。
3-4	排気ファン用架台の材質はステンレス鋼(SUS304)であること。
4	室内分電盤　3台
	室内分電盤については以下の用件を満たすこと。
4-1	3P20Aのノーヒューズ・ブレーカーを1個有し、実験台フードに動力用電源を供給可能なこと。
	(性能・機能以外に関する要件)
5	設置条件等
(1)	本学が指示した既設試薬棚(合計3台)の2次側配線、配管を切断、撤去の上、既設試薬棚を産廃処分すること。
(2)	本学建物の指示された場所(平面設置図参照のこと)に正確に設置すること。
(3)	本学が用意した一次側設備以外に必要な排気ダクト、電源設備及び配管があれば、落札者において用意すること。なお、これに要する費用は、本調達に含まれる。
(4)	納入時の作業日程と体制を提示すること。設置工事は、納期、工事期間のスケジュールについて、事前に打合せを行い、そのスケジュールに従い完了すること。
(5)	ダクト配管に使用する材料は、硬質塩化ビニール製ダクトかスパイラルダクト(内部塩ビコーティング)であること。ダクトの板厚及び補強方法については、日本下水道事業団の仕様に準ずること。
(6)	上記二次側の接続工事における使用材料は、全て平成19年度「文部科学省」策定の工事仕様書を遵守して行うこと。また、搬入については、本学に損傷を与えないよう十分な注意を払うよう努め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。なお、納入の際には落札者が必ず立ち会い、万一、本学の建物、設備等に損傷を与えた場合は、落札者の責任において現状に復するものとする。
(7)	搬入、据付、配管、配線および調整については、本学の業務に支障をきたさないように配慮し、本学と協議のうえ、その指示によること。
6	保守体制等
(1)	本装置の修理、部品供給、その他のアフターサービスは、通常の使用で発生した故障に対して、障害発生通知後、24時間以内(土、日、休日を除く)に電話等により障害へ対応できる体制であること。
(2)	導入検査確認後、1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
7	その他
(1)	提出書類及び提出物品
①:	1－12－3 項記載の照明用蛍光灯の取り替え構造が証明できる部分詳細図を提出すること。
②:	1－22 項記載の実験台フード組立に関して、将来において、本学にて独自に解体・組立が容易に行えるよう組立説明書を提出すること。
③:	実験台フードに関し、本体設計時における構造上の計算書を提出し、本体の安全性を証明すること。
④:	1－4 項、2－4 項記載のスチール製実験台フードに使用されている塗料には、ホルムアルデヒド放出要因材料を一切使用していないことが確認できる「化学物質等安全データシート(MSDS)」を提出すること。
⑤:	納入する実験台フードについては、下記のテストデータを提出すること。
	LED照明器具について、平均演色評価数(Ra)が88以上であることを証明出来る第3者機関による成績証明書
⑥:	ISO(国際標準化機構)の制定するISO9001(品質システム)及びISO14001(環境マネジメント)規格の審査登録を取得したメーカーである事を証明できる認定書を提出すること。

項　目	仕　様　書
(2)	機器の据付後、本学担当者立会いの下、機器の面速の実測を行うこと。
(3)	機器の取扱説明会を本学が指定する日時、場所で行うこと。
(4)	機器の取扱説明書を、日本語版で各2部ずつ提供すること。 (英語版マニュアルが存在する場合は、英語版も各2部ずつ提供すること。)
(5)	証明書、資料等 本学が労働安全衛生法第88条(計画の届出)に関する労働基準監督署への届出を行うために必要な製造メーカーとして提出すべき機器に関する書類一式を作成すること。